

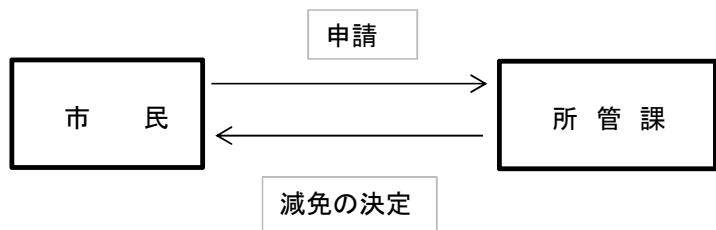
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

| | | |
|--|-----------------------|-----|
| 処 分 名 | 保育料減免の決定 | |
| 処 分 の 概 要 | 申請に基づいて保育料の減免を決定する。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市保育所条例(昭和39年条例第11号) | |
| 条 項 | 第7条 | |
| 所 管 課 | 保育・幼稚園課 | |
| 経由機関での処理期間 | | なし |
| 所管課での処理期間 | | 1か月 |
| 標 準 処 理 期 間 | 計 | 1か月 |
| 審 査 基 準 | | |
| <p>松山市保育所条例施行規則第10条及び、松山市保育料減免取扱基準に照らし合わせて減免割合を決定する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市保育所条例</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第9条 市長が必要と認めるときは、保育料を減免することができる。</p> <p>松山市保育所条例施行規則</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第10条 条例第7条の規定により次の各号の一に該当するときは、保育料を減免することができる。</p> <p>(1) 保育料を負担する能力がないと認められるとき</p> <p>(2) 病気その他の事情により児童が月に15日以上欠席したとき</p> <p>(3) その他特別の事情により、保育料の納付が困難であると認められるとき</p> <p>松山市保育料減免取扱基準</p> | | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。